

地域課題解決型 A I 人材育成研修及び技術的助言業務委託仕様書

1. 業務委託の名称

地域課題解決型 A I 人材育成研修及び技術的助言業務委託

2. 事業の背景

県では、令和8年2月から県内の大学や高専に AWS クラウド環境を提供し、効果的なクラウド及び生成 A I の利用に向けたハンズオン研修を実施し、AWS 生成 A I の利活用を図るための勉強会を実施している。

令和8年度においても、関係予算が成立した場合、対象となる県内の大学等に AWS クラウド環境を提供予定であり、対象の学校との協働事業として、この環境を使用し、対象の学生等が地域課題の解決に係るアプリケーション開発を行う見込み。

3. 事業の目的

県が提供した AWS クラウド環境の効果的な活用及び次世代を担う実践的な課題解決型 A I 人材の育成を図るため、対象とする学生等に研修及び技術的助言を実施する業務委託を行う。

4. 事業の目標

- ・対象者が大学生及び高専生向けの生成 A I 及びクラウド環境の使用を前提としたプログラミングコンテスト等に応募可能なアプリケーション開発の知見を得ること(想定している対象の2つのプログラミングコンテストへの応募は、6月末と8月末が期限)
- ・対象者が地域課題解決に向けた実践的な生成 A I 活用を AWS クラウド環境で実施できる知見を得ること

5. 委託期間

契約締結日から 10 か月間まで

6. 履行場所

原則オンライン

7. 対象 約 150 名

- (1) AWSクラウド環境を提供（想定）の県内の大学生や高専生等 50名
- (2) 上記以外の情報学部・工学部等に所属する大学生や高専生等 80名
- (3) 生成AIやクラウドに知見を有する愛媛県職員と県内市町職員 20名

8. 現状と課題

本県の現状及び課題は以下のとおりであり、本業務は課題の解決を目指すものである。

(1) 現状

県内の大学や高専等において、AWSクラウドに関する知識や経験、環境が不足し、AWSクラウドを有効に活用できていない。

(2) 課題

- ・アプリケーション開発に係るAWSクラウドの知識・スキルの習得
- ・AWSクラウド環境に実装する生成AIの知識・スキルの習得

9. 本業務の内容

(1) 研修業務

以下の①～②の各種研修会について、本県と協議の上、内容並びに準備等を実施し、受講者のスキルレベルや受講結果を踏まえて、研修内容を必要に応じ見直すものとする。

また、受講者が研修内容を確認や復習するため、研修の録画を本県と協議の上、後日視聴できるように実施するものとする。

① 基礎研修（AWS認定クラウドプラクティショナーレベル）

1回目は、対象者がアプリケーション開発を進める上で必須となるコンピューティング、データベース、ストレージ、ネットワーク、セキュリティなどAWSの利用サービス及び一般的なソリューションの事例などAWS基礎知識について講義した上で、ハンズオン形式でシンプルなアプリケーションを構築等し、対象者が実践的に学べる研修とする。

2回目は、対象者がアプリケーション開発を進める上で必須となるAWSクラウド上での設計構築・開発について、主な開発方法・事例や構成等を講義した上で、ハンズオン形式でシンプルなアプリケーションを構築等し、対象者が実践的に学べる研修とする。

3回目は、対象者がアプリケーション開発で生成AIを実装するために必須となる生成AI基礎として、AWSクラウド環境で利用する生成AIの基本的な概念、実装方法等を講義した上で、ハンズオン形式でシンプルなアプリケーションを構築等し、対象者が実践的に学べる研修と

する。

実施回数	時間／1回	想定人数／1回	実施方法
3回	4時間程度	130名程度	オンライン

② 応用研修（AWS認定ソリューションアーキテクトアソシエイトレベル）

全3回の応用研修では、基礎研修を踏まえ、対象者がアプリケーション開発するためのより発展的な内容として、生成AIや設計構築・開発等を講義した上で、ハンズオン形式でアプリケーションを構築等し、対象者が実践的に学べる研修とする。

実施回数	時間／1回	想定人数／1回	実施方法
3回	4時間程度	130名程度	オンライン

(2) 技術的助言業務

県が対象となる大学・高専研究室にAWSクラウド環境を提供し、利用対象の大学生や高専生等がアプリケーション開発を進める上で、技術的な疑問や課題に対して人材育成の観点から助言する。

併せて、県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課を対象として、AWSクラウド環境やGenUを使用したアプリケーションの内製開発を進める上での課題や疑問に対して技術的助言を行う。

実施方法は、本県と協議の上、チャット・メール・オンラインミーティングなどのオンラインで実施する。

実施回数	時間／1回	対象6箇所	実施方法
月4回×6箇所	1時間	県内5校+県(想定) ・愛媛大学1箇所 ・松山大学1箇所 ・人間環境大学1箇所 ・新居浜工業高等専門学校1箇所 ・弓削商船高等専門学校1箇所 ・愛媛県	オンライン

特記事項

- (1) 本業務は日本語対応とする。
- (2) 本業務は、業務の性質から、AWSクラウドや生成AIなどの専門的な知識を要するため、留意すること。

- (3) 本業務は愛媛県のセキュリティポリシーに準拠したうえで、検討提案を行うこととする。
- (4) 本県との連絡には、原則、愛媛県が用意するビジネスチャットツールを使用すること。アカウントは、本県より付与する。受託事業者で、他のビジネスチャットツール（Slack 等）等を用意する場合は、事前に本県と協議し承認を得ること。
- (5) 各種研修会ごとに、参加者アンケートを実施し、回答を集計・分析し、報告すること。
- (6) アンケートは、原則、愛媛県が用意する電子申請システムを利用して業務を行うこと。利用にあたっては、愛媛県からの委託業務の目的の範囲内のみで利用し、システム利用にあたって取得できた情報（画面イメージ、機能等）を自社の他業務に利用したり、第三者（グループ会社及び関連会社含む）に開示、漏洩したりしてはならない。受託事業者で、他のツールを用意する場合は、事前に本県と協議し承認を得ること。

10. 実績のとりまとめ

本委託業務の成果と課題、次年度実施に向けた提言を含めた結果等を取りまとめ、実績報告書として委託期間終了日までに提出すること。報告事項は下記の内容を含めること。

- ・ 実施内容（研修実施内容・参加人数、技術的助言の対応件数や内容等）
- ・ 実施スケジュール
- ・ 定性的な成果（研修参加者・相談者の感想をアンケート等によりまとめる）
- ・ 課題
- ・ 次年度に向けた提言

11. 実施計画書の提出

- (1) 本委託業務の受託者は、本委託業務の履行に当たり、あらかじめ実施体制及びスケジュールなどを記載した実施計画書を提出し、本県の承諾を得たうえで、実施計画書に基づき、スケジュール管理を行うこと。なお、スケジュールを作成する際は、終了予定日、「12. 納品物件」に記載する納品物件の納入時期を記載すること。
- (2) 本委託業務に従事する者のうちから、本県との情報共有、事業全体の進捗・課題管理を行うプロジェクトリーダー1名を選任し、従事する者について適切に役割分担を行うとともに、各業務の進捗管理を行う業務リーダーを各1名選任し、繁忙期への対応等に支障のない体制をとること。
- (3) WBS（Work Breakdown Structure）等を用い、必要なタスクや成果物を明確

にすること。進捗の管理に必要なツールは受託者が選択し、県と進捗状況を共有できる状態とすること。ツールの利用に必要な費用は受託者が負担すること。

12. 納品物件

以下の成果物について、CD-R 等に格納した電子媒体 1 部を県に提出すること。

時期	成果物
契約締結後	・ 実施計画書
随時	・ 研修資料、研修動画 ・ 研修会参加者アンケート集計結果 ・ 技術的助言業務の月次報告資料
委託期間末	・ 実績報告書

その他、愛媛県の指示により作成した資料

13. その他注意事項

- (1) 本委託業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみを利するものにならないよう配慮するものとする。また、受託者は、受講者等から一切の費用を受領することはできない。
- (2) 本委託業務の履行にあたって、コンテンツ中に製品の販売など、営業行為を行ってはならない。
- (3) 個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 本委託業務について、仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。
- (5) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (6) 受託事業者は、本県から提供された資料等を厳重に取り扱うものとし、本委託業務の目的以外のために利用(複写及び加工を含む)し、又は第三者に提供してはならない。
- (7) 受託事業者は、本委託業務終了後、速やかに本県から提供された資料等を変換し、データは削除すること。
- (8) 本委託業務のスケジュールについては、事前に本県の承認を得ること。
- (9) 打ち合わせの内容については、議事録を作成し、提出すること。
- (10) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求

仕様を変更することにより追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。

- (11) 本委託業務においては、「個人情報の保護に関する法律」、「愛媛県情報セキュリティポリシー」のほか、関係法令等を遵守すること。

14. 再委託

本委託業務の実施に当たり、再委託が必要となる場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、本県の承認を得ること。

15. その他

この仕様書で定められていない事項については、委託者である本県と協議のうえ決定すること。

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報

が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、

実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(注) 1 甲は、愛媛県（実施機関）、乙は受託者をいう。

2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文

に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特記事項から削除するものとする。

- 3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。
- 4 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）を遵守するほか、国の個人情報保護委員会が策定したガイドライン、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、必要な事項を追加するものとする。